

瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備であって、次に掲げるものをいう。

(1) 次のいずれにも該当する太陽光発電設備

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 中古設備ではないこと。

ウ リース設備ではないこと。

(2) 次のいずれにも該当する蓄電池

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 前号で導入する太陽光発電設備の附帯設備であること。

ウ 中古設備ではないこと。

エ リース設備ではないこと。

オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

キ 蓄電池の価格とその設置工事に係る費用の額とを合計した額（消費税及び地方消費税を含まない価格）の蓄電容量1kWh当たりの額が15.5万円以下の蓄電池であること。

ク 20kWh未満であること。

ケ 市長が別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- （１） 自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅又は併用住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者であること。
- （２） 補助対象設備について、国、地方公共団体等から他の補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けない者であること。
- （３） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しない者であること。
- （４） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- （５） 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専らF I T制度の認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。
- （６） 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- （７） 補助対象設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- （８） 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度への登録を行わない者であること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- （１） 太陽光発電設備 最大出力（太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値とを比較して小さい方の値（kW表示の小数点以下切捨て）とする。）に1kW当たり7万円を乗じた額（千円未満切捨て）と1kW当たりの工事費（税抜きとし、太陽光発電設備の購入に係る費用を含む。（千円未満切捨て））とを比較して少ない方の額とし、5kW相当分を限度とする。

(2) 蓄電池 工事費（税抜きとし、蓄電池の購入に係る費用を含む。）の3分の1の額（千円未満切捨て）とする。ただし、蓄電容量5kWh相当分（kWh表示の小数点第2位以下切捨て）を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書（太陽光発電設備にあつては型式、メーカー名、最大出力値、使用枚数、配置図等が明記されているもの、蓄電池にあつては型式、メーカー名、蓄電容量等が明記されているもの）の写し
- (4) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (5) 市長が別に定める誓約書（申請者用・施工業者用）
- (6) 補助対象設備で発電する電力の消費量計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を適当でないと認めたときは、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業に係る契約を締結してはならない。

（変更等の承認申請）

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更（補助対象設備の仕様に変更がなく、補助対象経費の20パーセントを超えない額の変更又は補助事業の着手日若しくは完了日を30日以内の範囲で変更するときを除く。）しようとするとき、補助事業を中止しようとするとき又は交付申請を取り下げようとするときは、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は申請年度の2月10日のいずれか早い日までに、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
 - （2） 補助対象設備の保証書及び取扱説明書又はこれらに類するものの写し
 - （3） 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（接続契約、売電契約等する場合に限る。）
 - （4） 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
- （補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件

に適合するものかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第 13 条 交付決定者は、前条の額の確定通知を受けた後、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第 8 号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第 14 条 規則第 21 条の規定による財産処分（廃棄を含む。）に係る市長の承認の申請は、あらかじめ（天災その他自己の責めに帰することができない事由がある場合にあっては、事後に遅滞なく）、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第 10 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の額の再確定）

第 15 条 交付決定者は、第 12 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 11 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 12 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。

（交付決定の取消等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適當と認められたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第17条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 交付決定者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について規則第21条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第50号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 7 日告示第85号）
この告示は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。